

## 原子力防災の有効性が全く検証されていない問題について

原子力規制委員会設置法第 1 条には、この委員会の目的として「原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する」ことを求め、第 3 条ではその任務として「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を掲げている。したがって原子力発電所のような国民の生命・財産に重大な影響を及ぼす可能性のある施設とその稼働の可否については、単に原子炉等規制法や設置許可基準規則のみで判断するのではなく、上記の委員会の目的に照らして総合的に判断すべきである。そのような観点からすれば、審査書には重大な不完全さがある。

その一つに、重大事故時の住民避難等の対策（原子力防災）の有効性が全く検証されていないという問題がある。そもそもこれを規制委員会が審査の対象にしていなかったためであるが、IAEA の深層防護の第 5 層として、原子力施設周辺における放射線影響緩和が求められており、IAEA など国際的な観点から見ても原発の稼働にとって不可欠の条件である。これが自治体に「丸投げ」され、規制委員会だけでなくいかなる公的な第三者機関による検証もなされていない。

原発事故時の住民避難等の法制は、災害対策基本法第 4 条を受けて原子力災害対策特別措置法の第 5 条が、原発事故の避難計画、実施を自治体の「責務」としている。しかし原子力災害への対応は、その規模、重大さの程度によっては自治体の能力を超えることは福島原発事故で明らかとなった。そもそも根拠法である災害対策基本法は我が国の商用原発が始まる前に制定されたものであり、したがってその対象は自然災害を主としたものと思われる。自然災害とは全く異質の「災害」に対して、一自治体はその対策の責めを負うことに無理があるのは当然である。

原子力防災の有効性に対する疑問などの、上と同様のパブリックコメントが規制委員会のサイトに数件公表されているが（注 1）、それに対する規制委員会の「考え方」の欄には、一括して「原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、対策が講じられます」とあるのみで、事実上すべて無視されている。所轄庁は内閣府であると言いたいのであろうが、では内閣府がそのような検証をしたり、またそれに対するパブリックコメントを募集したりしているわけではない。文字通り「縦割り行政」的な責任逃れとなっている。規制委員会のこのような無責任な態度は到底許されるものではなく、したがって審査書も無効とすべきである。

加えて、規制委員会サイト（以下のリンク）にも掲載されている、「原子力規制委員会

## 資料（２）

設置法の参議院付帯決議」には以下の内容がある。

<https://www.nsr.go.jp/data/000068996.pdf>

十九、防災対策を確実に実施するため、実施機関及び支援機関の役割、責任について、法令、防災基本計画、地域防災計画、各種マニュアル等において明確にするとともに、これに必要な人員を十分確保すること。また、これらについて、その妥当性、実効可能性を確認する仕組みを検討すること。併せて、地域防災計画策定において安定ヨウ素剤の配布等を含めた住民等のニーズに対応した仕組みを検討すること。（引用終わり）

すなわち、設置法の一部である決議文には「(防災対策の) 妥当性、実効可能性を確認する仕組みを検討すること」が明記されている。これは設置法が議員立法として成立した過程において、福島原発事故で機能しなかった原子力防災の教訓を盛り込んだ一文といえる。

よって、(前記・引用したパブコメ回答にある様な) 原子力防災を原子力災害対策特別措置法に丸投げする様な考え方(認識)は間違っており、設置法の趣旨にも反している。

ちなみに、設置法成立当時の立法府の状況に関するインタビュー記事(注2)によると、「原子力規制に避難計画を法定化するための宿題」が、設置法の附則や決議に盛り込まれていた事情が分かる。

以上、玄海原発の審査において原子力防災の妥当性・実効可能性を確認しないことは、規制委員会による法律が求める責務(立法府の要請)からの責任逃れであり違法である。

(注1)「九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方(12頁)」

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000197.html>

(注2)「避難計画：原子力規制委員会設置法附則と決議で求められていた」

<https://news.yahoo.co.jp/byline/masanoatsuko/20160320-00055656/>